

# 東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業協力金交付事務取扱要領

制定	3 福保感事第 5 1 9 1 号 令和 4 年 2 月 1 8 日
改正	3 福保感事第 6 5 0 4 号 令和 4 年 3 月 2 9 日
改正	4 福保感事第 3 9 9 3 号 令和 5 年 1 月 6 日
改正	5 保医感一第 7 3 9 号 令和 5 年 1 0 月 2 6 日

## 第 1 目的

この要領は、令和 4 年 2 月 1 8 日付 3 福保感事第 5 0 6 8 号決定東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく協力金を支払うための事務取扱の基準及び方法を定め、もって交付事務の明確化、迅速化を図ることを目的とする。

## 第 2 交付基準等

- (1) 都が要請した施設において従事した職種に応じた基準額の範囲内で支払う。
- (2) 支給対象期間は、都が要請した施設において従事した期間を上限とする。
- (3) 各職種における 1 時間当たりの基準額は以下のとおりとする。

ア 医師	7, 7 0 0 円
イ 保健師	2, 2 0 0 円
ウ 助産師	2, 4 0 0 円
エ 看護師、准看護師	2, 1 0 0 円

## 第 3 交付手続

協力金の交付を受けようとする医療機関等は、以下の書類に必要事項を記入、押印の上、四半期ごとに取りまとめ、翌月 1 0 日までに東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備第一課宛に提出する。

- (1) 医療従事者従事実績報告書（様式 1）
- (2) 都が要請した施設における従事期間及び勤務時間数の実績を確認できる書類
- (3) 支払金口座振替依頼書（東京都指定の様式）
- (4) 印鑑証明書

## 第 4 支給額の決定

協力金の支給額は、次の各号により算定する。

- (1) 支給対象とする勤務時間に休憩時間は含まない。
- (2) 協力金の支給額は、各期における職種ごとに支給額の合計とし、各職種の勤務時間数を合算し

てから1時間未満の端数を切り捨て、第2第3号に定める各職種の単価を乗算するものとする。

附 則

この要領は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月29日から施行し、令和3年12月15日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月26日から施行し、令和5年7月1日から適用する。